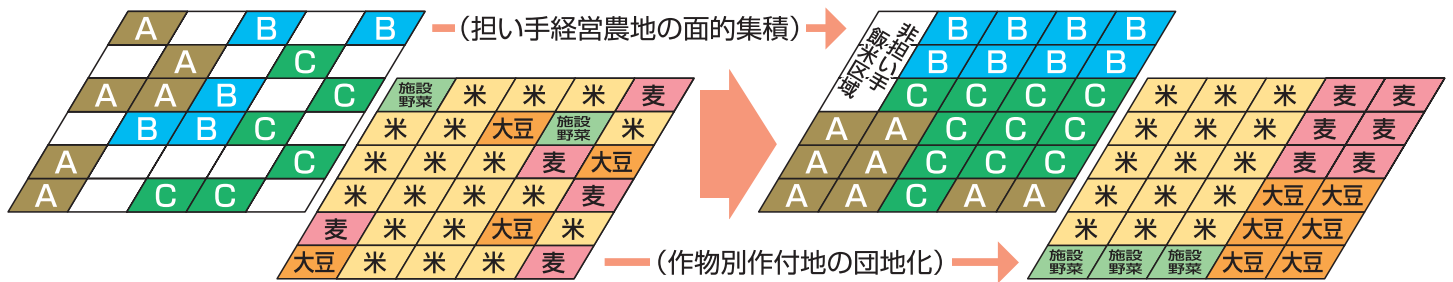


貸し借り安心！ 利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づく手続きをしましょう

農地の利用集積（団地化）のイメージ



こんな農地はありませんか？

- ずーっと以前から手続きをせずに農地を貸して（借りて）いる。
- 手続きが煩わしいから相対で貸している（借りている）。
- 親戚・知人を信頼して貸している（借りている）ので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係で正規の手続きをしていない。

地主



- 農地をいつ返してくれるか口約束だけでは不安だ
- 離作料を請求されたらどうしよう

小作人



- いつ地主から「農地を返してくれ」といわれるか不安だ
- 地主が耕作できない農地を管理するだけなので、手続きしなくてもまあいいか

農地の時効取得をご存じですか？

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第163条(財産権の取得時効)により、農地の賃借権を小作人が取得することがあります。

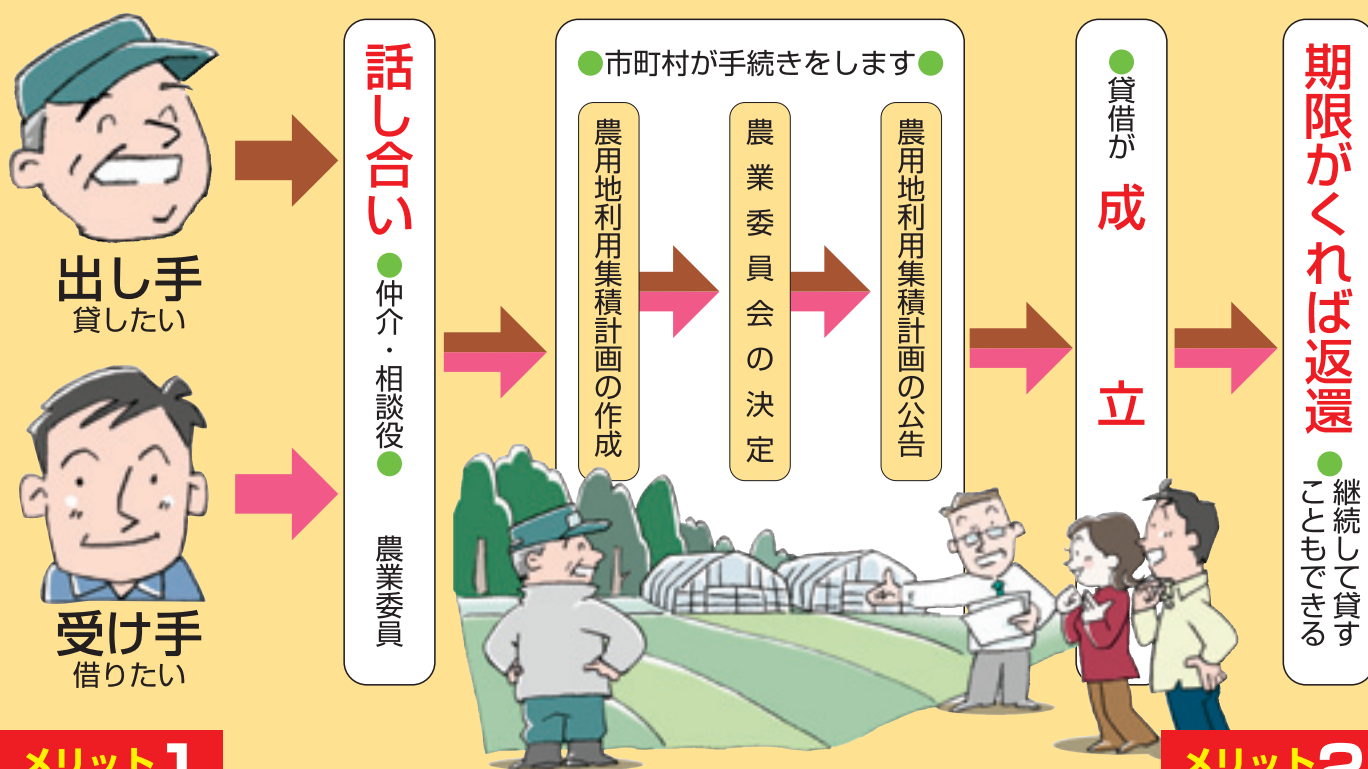
その場合、いざ農地を売ったり、他の人に貸したりするときには、小作人の同意が必要になったり、離作料を請求されることになりかねません。

裁判になると、膨大な裁判費用や貴重な時間を費やすことになり、地主・小作人双方にとって相当な負担を強いられることになります。

そのようなトラブルをなくすために…

農地の貸し借りは、正規の利用権設定で…

農業経営基盤強化促進法に基づく正規の手続きをしましょう



メリット1

契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。

メリット2

公的機関「農業委員会」が仲介するので安心して農地の貸し借りができます。手続きは簡単です。

手続きは農業委員会へ…

京都府農業会議・市町村農業委員会